

社会保障審議会医療部会（第4回）資料

平成13年12月19日（水）

## 目 次

- 医療機能評価について . . . . . 1
- 医療制度改革大綱 . . . . . 5
- 規制改革の推進に関する第1次答申(抜粋) . . . 14
- 医療広告規制緩和のポイント(別添)

# 財団法人日本医療機能評価機構による医療機能評価の受審促進について

## ○第三者評価に関する指摘事項等

【医療制度改革大綱】(抜粋)(H13.11.29 政府・与党社会保障改革協議会)

### II 保健医療システムの改革

#### (2) 医療提供体制の改革

医療提供体制については、限られた資源を最も有効に活用できる体制を構築し、情報の開示に基づく患者の選択を尊重しながら、医療の質の向上と効率化を図り、国民の医療に対する安心と信頼を確保する。

当面、以下のような具体的な施策について、目標、時期、国の講ずべき施策をできる限り明確に示しながら、推進する。

(中略)

・医療に係る広告規制の緩和や国民に対する医療機関情報の提供の推進

医療に係る広告規制の緩和を今年度中に実施するとともに、医療機関情報の提供の充実を図る。

【医療制度改革試案「21世紀医療提供の姿」】(抜粋)(H13.9.25 厚生労働省)

### III. 当面進めるべき施策

#### 2. 情報提供の推進とこれによる医療機関相互の競争の促進 (医療機関に関する情報提供の推進)

(中略)

・日本医療機能評価機構の評価の普及を図る。このため、国公立病院・国公立大学病院において率先して受審するとともに、臨床研修病院等について受審や受審結果の公表の義務付けを行う方向で検討する。

【総合規制改革会議第1次答申】(抜粋)(H13.12.11 総合規制改革会議)

### 第1章 重点6分野について

#### 1. 医療【具体的施策】

##### (1)医療に関する徹底的な情報開示・公開

(中略)現在、評価を受けている病院は全体の6%程度と少なく、まずは国公立病院、特定機能病院、臨床研修病院等について積極的な受審を促進するとともに、これらの医療機関に対しては、評価内容の公開をするように措置するべきである。

## ○医療機能評価の現状

- ・平成9年度より認定を開始。当初の受審病院は100件強であったが、その後増加傾向で推移し、5年間の累計で818件の受審が見込まれている。

### 受審病院数の推移

	H9年度	10年度	11年度	12年度	13年度 (見込)	累計 (見込み)
受審病院数	125	125	133	177	258	818
認定証発行数	58	128	132	138	221	677

- ・開設主体毎の受審状況では、第三者評価への取り組みに差が生じている。

### 開設主体別の受審申請数の内訳（平成13年11月現在）

開設者	厚労省	文科省	労福	都道府県	市町村	日赤	済生会	厚生連	全社連	共済組合	健保組合	公的その他	私的	合計
①受審申請	19	15	11	50	98	22	16	16	26	8	3	1	608	893
②病院数	229	61	39	309	759	95	76	116	53	49	18	65	7417	9286
①/②(%)	8.3	24.6	28.2	16.2	12.9	23.2	21.1	13.8	49.1	16.3	16.7	1.5	8.2	9.6

- ・日本医療機能評価機構においては、来年度より5年の認定期間を経過した病院の再受審が始まるのにあわせ、審査体制・項目の充実を図ることとしている。

#### ▶審査体制の改定

病院の種別、規模に応じたサーベイヤー数、審査日程の設定。評価料の改定等。

#### ▶評価項目体系の改定

患者主体の医療(患者の権利、医療安全)、診療・看護のプロセス評価(診療・看護の一体化)などを重視。

#### ▶病院の付加機能(医療機能モジュール)について別項目の審査事業開始

臨床研修、救急医療、リハビリテーション等について本体審査に加えた認定事業を行う。

## 財団法人日本医療機能評価機構の概要

### ○(財)日本医療機能評価機構の設立経緯等

平成6年9月 「病院機能評価基本問題検討会」の報告→第三者機関による評価の必要性

平成7年7月 (財)日本医療機能評価機構設立

平成9年4月 2年間の試行、運用調査を経て事業本格化

平成14年4月 新しい審査体制に基づき、新評価項目で審査開始(予定)

### ○評価機構の事業

①病院機能評価事業

②病院機能改善支援事業(機能評価に関する相談、助言、予備審査)

③評価調査者(サーベイヤー)の養成事業

④医療機能評価に関する研究・開発事業

⑤医療機能評価に関する普及・啓発事業

### ○病院機能評価事業

- ・第三者機能評価の受審を希望する各医療機関からの申請に基づき実施。
- ・評価調査者(サーベイヤー)は診療、看護、および事務部門の長を経験した、機構の実施する研修の修了者より構成される。
- ・各評価項目が評価部会・委員会です了承を得れば認定証を発行。有効期間は5年間。
- ・認定証の有無、報告書の内容は病院のランク付けではなく、改善が必要な問題点を明らかにし、その改善を支援するためのもの。
- ・改善要望事項を指摘された病院は、改善に取り組んだうえで、審査結果報告書の受領後1年以内に再審査を受けることが可能。

# 病院機能評価の方法

書面審査：病院が事前に記入する

- (1) 病院機能の現況調査票
  - ①施設基本票
  - ②部門別調査票
  - ③診療機能調査票
  - ④経営調査票
  
- (2) 自己評価調査票
  - ①病院の理念と組織的基盤
  - ②地域の需要の反映
  - ③診療の質の確保
  - ④看護の適切な提供
  - ⑤患者の満足と安心
  - ⑥病院運営管理の合理性
  - ⑦病院種別に特有な機能

訪問審査：評価調査者が訪問し調査する

- 調査者による病院管理者等と面接及び病院の各部署への訪問によって、「書面審査」の自己評価調査票と同様の項目を調査する。
- [調査項目]
- ①病院の理念と組織的基盤
  - ②地域の需要の反映
  - ③診療の質の確保
  - ④看護の適切な提供
  - ⑤患者の満足と安心
  - ⑥病院運営管理の合理性
  - ⑦病院種別に特有な機能

評価の審査と認定証の発行

- 評価部会が調査者の報告書を検討
- ↓
- 評価委員会が評価部会の審査結果を承認
- ↓
- 認定証の発行  
(5年間有効)